

島原特別支援学校における教育相談について

特別支援学校の教育相談の目的は「学校支援」です。

○個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成に関する助言などを行うことが主な目的です。

- ・特別な配慮が必要な児童生徒への指導に関する助言等を行います。
- ・各学校等における特別支援教育推進のため、助言を行った内容を校内で共有し、他の幼児児童生徒への指導に生かしていただくことを目指しています。

特別支援学校においては、これまで蓄積してきた専門的な知識や技能を生かし、地域における特別支援教育のセンターとしての機能の充実を図ること。

特に、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校の要請に応じて、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒のための個別の教育支援計画の策定や個別の指導計画の作成などへの援助を含め、その支援に努めること。

(平成19年4月1日付け 19文科初第125号 文科省通知より)

「特別支援学校のセンター的機能」は、この通知及び学校教育法第74条が根拠となります。



ポイント



- ・対象は、公立、私立を問わず、幼稚園等から小・中・高等学校の幼児、児童生徒及び教員、保護者です。
- ・幼児児童生徒の障害に関する診断はできません。

相談の方法には電話相談、来校相談、派遣相談の3種類あります。

○相談の窓口は本校教頭です。お気軽に御相談ください。

- ・電話相談の場合は、特別支援学校のコーディネーター（Co）が対応します。
- ・来校相談の場合は、事前に連絡をいただければ依頼内容に応じて、教頭、部主事、コーディネーター等が対応します。
- ・派遣相談は、電話にて本校教頭が依頼を受け、特別支援学校のコーディネーターが対応します。



派遣相談の依頼を行う場合は、一度校（園）内委員会等で支援方法を

検討してから御連絡ください。

○以下の手順を踏まえて、御連絡ください。

- 1 以前の相談歴（本人及び他の幼児児童生徒）を参考に、どのような支援が必要か、校内で検討する。
- 2 個別の指導計画等を作成する。
- 3 個別の教育支援計画、個別の指導計画等に基づき、一定期間、指導・支援を実施する。
- 4 校（園）内委員会で、効果的だった指導・支援の方法を全職員で共有する。効果的だった、または効果が上がらなかった指導・支援について記録しておく。
- 5 十分な効果が上がらない場合は、派遣相談を依頼する。

ポイント



- ・障害特性に応じた支援内容等を校内で共有していくことが目的ですので、同じような特性の幼児児童生徒に関する派遣相談を、複数回実施することは好ましくありません。
- ・原因の究明（障害の有無や家庭環境）ではなく、具体的な支援方法を考えましょう。

発達検査の依頼を受けることはできません。

○本校の教育相談では、発達検査の依頼を受けておりません。特別支援学校のセンター的機能については、令和7年1月31日付けで長崎県教育委員会より「令和7年度から知能検査は実施しないこととする」という方向性が示されています。

- ・発達検査が必要な場合は、長崎県教育支援チームより相談員を派遣していただくことで発達検査を実施することになります。

ポイント



- ・今まで同様、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の情報や、行動観察等による見取りを踏まえた教育相談は実施します。
- ・教育措置の変更（特別支援学級、特別支援学校など教育の場の変更）の判断について、特別支援学校では相談を受けることはできませんので、市教育委員会へ御相談ください。

特別支援教育に即効性はありません。地道な実践の積み重ねが大切です。子供一人一人の教育的ニーズが異なるからこそ、教職員が知恵を出し合い、共有していくことが重要です。

微力ながら、私たちのお手伝いが子供たちの健やかな成長につながることを祈っています。

— 教育相談の問い合わせ先 —

長崎県立島原特別支援学校

教頭 佐仲 紀子

TEL: 0957-64-4463

FAX: 0957-64-4466

E-mail: shimabara-ss@news.ed.jp



島原特別支援学校 教育相談の手順

①教育相談申し込み

園長先生
教頭先生から  島特 教頭へ

- ・依頼園・校の園長先生、教頭先生から、島原特別支援学校の教頭に電話連絡してください。
- ・児童生徒名、在籍学級、担任・コーディネーター名、保護者の承諾の有無、主訴、相談歴・療育歴等、基礎情報についてお聞きします。

②相談資料送付

  島特 校長宛て → 島特 Co 確認




- ・相談資料を作成し、本校校長宛「親展」扱いで送付してください。様式は本校ホームページからダウンロードができます。

③打ち合わせ

島特 Co から  担任または各校 Co へ

- ・相談資料受理後、本校コーディネーターから依頼園・校担任、またはコーディネーターに電話連絡し、主訴を詳しくお聞きします。
- ・今後の相談の手順を確認します。

④相談実施

相談種	派遣相談	来校相談	電話相談
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○本校コーディネーターが依頼園・校に出向く。 ・授業参観 ・先生方との話し合い ・支援案の提案 ・保護者との面談 等 <p style="text-align: center;">島特 Co → </p>	<ul style="list-style-type: none"> ○依頼園・校の先生に、本校に 来校してもらう。 ・先生方との話し合い ・支援案の提案 ・学校見学 等 <p style="text-align: center;"> → 島特へ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○電話でのやり取り。 <p style="text-align: center;"></p>
手続き	日程調整後、派遣依頼書を作成、送付	日程調整後、来校	特になし

※教育相談を実施した幼児児童生徒については、個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成、もしくは見直しをして下さい。

⑤相談後の様子確認

島特 Co から  担任または各校 Co へ

- ・教育相談実施後、どのような指導を行ったのか、支援案は実施可能であったか、その結果、幼児児童生徒にどのような変容があったのか等、電話にて聞き取りをさせていただきます。
- ・必要に応じて継続相談を実施します。

その後、どうですか？